

# 青森県特別栽培農産物認証要綱

平成11年 4月 1日制定  
平成12年12月 6日改正  
平成13年12月12日改正  
平成15年11月 4日改正  
平成16年 5月 6日改正  
平成16年 5月12日改正  
平成16年11月 4日改正  
平成17年 3月31日改正  
平成17年10月27日改正  
平成18年 6月 7日改正  
平成18年11月 8日改正  
平成19年 4月25日改正  
平成19年 8月 2日改正  
平成20年11月25日改正  
平成21年 7月 3日改正  
平成21年12月17日改正  
平成22年 7月30日改正  
平成23年 3月 1日改正  
平成25年11月27日改正  
平成27年 1月 6日改正  
平成28年 1月 7日改正  
令和 3年 2月26日改正

## 第1 目的

この要綱は、青森県で生産される特別栽培農産物の認証について必要な事項を定めることにより、特別栽培農産物に対する消費者の信頼の確保と生産者の生産意欲向上を図るとともに、有機栽培や特別栽培等の環境にやさしい農業に取り組む産地を育成することを目的とする。

## 第2 生産の原則

この制度に基づき生産される農産物は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため化学合成された農薬及び肥料の使用を低減することを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用して生産することを原則とする。

## 第3 認証

県は第6により承認された計画に従って生産された農産物を特別栽培農産物として認証する。

## 第4 認証の基準等

- 1 認証の基準は、別表1のとおりとする。
- 2 認証の有効期間は、認証の日から1年間とする。

## 第5 認証対象

- 1 認証対象農産物は、青森県内の農用地で生産された穀類、野菜、果実、豆類等とする。

ただし、農薬不使用・化学肥料5割以下、節減対象農薬5割以下・化学肥料不使用、節減対象農薬不使用・化学肥料5割以下、節減対象農薬5割以下・化学肥料5割以下の栽培方法により生産された農産物として認証対象となる品目は、別表2のとおりとする。

- 2 水耕栽培等土壌を用いない栽培方法によって生産されたものは認証対象としない。
- 3 認証を申請することができる者は、次のとおりとする。
  - (1) 青森県内に住所を有する生産者及び生産集団等(以下「生産者等」という。)
  - (2) 認証された玄米を精米する者(以下「精米業者等」という。)。ただし、不特定多数の者が利用するコイン精米施設等で精米する者は除く。

## 第6 生産・精米流通計画

- 1 認証を受けようとする生産者等は、あらかじめ栽培責任者及び確認責任者を、認証された玄米をとう精した精米の認証を受けようとする精米業者等は、あらかじめ精米責任者及び精米確認者を定めなければならない。
- 2 認証を受けようとする者は、あらかじめ生産流通計画又は精米流通計画(以下「計画」という。)について、地域県民局地域農林水産部長(以下「地域農林水産部長」という。)の承認を受けなければならない。
- 3 前項の計画の承認申請は、生産流通計画承認申請書(様式1)又は精米流通計画承認申請書(様式2)(以下「承認申請書」という。)により、認証を受けようとする者の住所地(団体にあつては主たる事務所の所在地)を所管する地域農林水産部長に行うものとする。

ただし、県外に住所を有する精米業者等は、生産者等の住所地を所管する地域農林水産部長に行うものとし、生産者等が複数いて、申請先が複数となる場合は、精米流通計画の玄米受付数量が多い産地(市町村)を所管する地域農林水産部長に一括して行うものとする。

- 4 地域農林水産部長は、申請された生産流通計画承認申請書又は精米流通計画承認申請書について、第4第1項、第5、第6第1項に照らした上、計画の承認の適否を決定するものとする。
- 5 地域農林水産部長は、申請に係るほ場が他の地域県民局地域農林水産部の所管に及ぶ場合は、ほ場所在地を所管する地域農林水産部長へ承認申請書の写しを送付して当該ほ場に係る計画について意見を求めるものとする。

また、申請精米業者等の精米施設等が他の地域県民局地域農林水産部の管内に所在する場合についても、同様とする。

- 6 地域農林水産部長は、計画の承認の適否の決定について、第1回申請は同年2月末までに、第2回申請は同年7月末までに、第3回申請は同年11月末までに、申請者へ通知するものとする。

## 第7 計画承認申請時期

- 1 計画の承認申請時期は、年3回とする。
  - (1) 第1回申請(栽培開始期：3月から7月までのもの)  
1月10日まで
  - (2) 第2回申請(栽培開始期：8月から11月までのもの)  
6月10日まで
  - (3) 第3回申請(栽培開始期：12月から翌年2月までのもの)  
10月10日まで

ただし、精米流通計画の承認申請については、栽培開始期にかかわらず、栽培年の6月10日までに申請することができるものとする。

## 第8 計画の変更、取下げ

- 1 承認を受けた計画は、次の場合を除き変更することができない。
  - (1) 天候不順等<sup>(注)</sup>により、栽培管理の内容又はほ場を変更せざるを得ない場合。

(注) 天候不順等の「等」には、計画承認後に、対象とするほ場が申請作物の生産に適さないと判断された場合や申請ほ場に病害虫の発生が多く、申請ほ場において防除等を実施しないことにより地域に影響を与える場合が含まれる。

また、ほ場の変更は栽培開始前であり、計画承認面積を超えない範囲でなければならない。
  - (2) 団体等において人事異動等により、確認責任者を変更せざるを得ない場合。

ただし、この場合にあつては、前任者の行った当該栽培に係る責任は、後任者が負うものとする。
  - (3) その他地域農林水産部長がやむを得ないと認めたとき。

なお、計画承認後の面積及び生産者数の減少、出荷計画、認証票使用計画の変更については、認証申請で取り扱うものとする。
- 2 計画の承認を受けた者は、前項各号に該当しない理由により計画を変更するときは、計画取下届(様式3)により速やかに計画の承認申請を取り下げるものとする。
- 3 第1項各号の理由により計画を変更しようとするときは、計画変更申請書(様式4)により地域農林水産部長の承認を受けなければならない。
- 4 地域農林水産部長は、第2項の取下げがあつた場合は計画の承認を取り消すものとする。

## 第9 現地調査

- 1 地域農林水産部長は、必要に応じて計画の承認を受けた生産者等に係るほ場、事務所等の現地調査及び生産指導を行うものとする。
- 2 地域農林水産部長は、生産者等から第10の認証の申請があつた場合、市町村及び関係農業協同組合等の協力を得ながら、現地調査、指導を行うものとする。
- 3 計画の承認を受けた者、栽培責任者、確認責任者、精米責任者及び精米確認者は、県からの要求があつたときは、現地調査への立会い、書類の提示及び説明、分析試料の提供等について協力しなければならない。
- 4 地域農林水産部長は、精米業者等から第10の認証の申請があつた場合、市町村、精米業者等の協力を得ながら、現地調査、指導を行うものとする。
- 5 地域農林水産部長は、第2項及び第4項に基づく調査、指導の結果を取りまとめて現地調査指導結果報告書を作成するものとする。

なお、申請に係るほ場又は精米施設等が他の地域県民局地域農林水産部の所管に及ぶ場合は、当該地を所管する地域農林水産部長へ認証申請書の写しを送付して第2項及び第4項に基づく調査、指導を依頼し、その結果を添付して現地調査指導結果報告書を作成するものとする。
- 6 地域農林水産部長は、第11の認証を行った後においても、必要に応じて農産物の生産過程等及び精米に関する調査を行い、又は地域農林水産部長が指定する者に行わせるものとする。

## 第10 認証の申請

- 1 計画の承認を受けた者は、生産者等にあつては当該作物の収穫予定3週間前に当該農産物の栽培管理状況報告書等を添付し、精米業者等にあつては精米予定の4週間前に、認証申請書(様式5)により地域農林水産部長に認証の申請をしなければならない。

なお、計画承認後、申請作物の収穫期から1ヶ月を経過しても認証申請がない場合は、第6第2項に規定する計画承認は取り消されたものとする。

- 2 前項において、同一作物かつ同一作型の生産流通計画の栽培期間内に、収穫期が複数ある場合は、その2作目以降の認証の申請を省略できるものとする。

## 第11 認証の決定及び通知

- 1 地域農林水産部長は、栽培管理状況報告及び現地調査の結果等を基に認証の適否を決定し、申請者に通知するものとする。
- 2 認証を受けた者は、前項に規定する認証の決定後に、認証を受けた栽培内容に変更が生じる場合は、認証事項の変更及び認証の再申請書（様式6）により地域農林水産部長に認証事項の変更及び認証の再申請をしなければならない。  
この場合の手続きは第10に準じて行うものとする。

## 第12 認証の表示等

- 1 認証を受けた者は、当該特別栽培農産物を認証農産物として出荷販売するに当たっては、県が定めた認証票により認証農産物であることを表示しなければならない。  
なお、認証票の表示のほか、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日4食流第3889号農産園芸局長、食品流通局長通知。以下「ガイドライン」という。）」に定める表示についても併せて行わなければならない。
- 2 認証票の作成費用は、認証を受けた者の負担とする。
- 3 認証票の種類、規格、表示方法、管理等に関する事項は別に定める。

## 第13 認証の取消し等

- 1 地域農林水産部長は、次に掲げる事態が生じたときは、認証の取り消しを通知し、認証票の使用中止、農産物の回収その他必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
  - (1) 計画承認申請又は認証申請の内容が事実と異なるとき
  - (2) 認証を受けた者が認証票を不正に使用したとき
  - (3) 認証を受けた者等が現地調査等に協力しないとき
  - (4) 認証を受けた者が農産物の生産、流通及び消費に係る法令に違反したときその他認証制度の目的に照らし、認証の取消しが必要と認められるとき
- 2 認証を受けた者は、認証を受けた後認証基準に適さない事態が発生した場合は認証票の使用を中止し、認証票使用中止届（様式7）により地域農林水産部長に届け出なければならない。
- 3 故意又は過失により第1項各号に該当し、認証の取消しを受けた者は、翌年から起算して3年間は認証を受けることができない。

## 第14 事故発生報告

認証を受けた者は、認証に係る事故が発生したときは、事故発生報告書（様式8）により速やかに地域農林水産部長に報告し、指示を受けるものとする。

## 第15 実績の報告

認証を受けた者は、認証農産物の生産・出荷実績、認証票の使用実績等を当該農産物の認証後1年以内の実績報告届（様式9）により地域農林水産部長に報告しなければならない。

なお、出荷等に1年以上の期間を要する場合、販売・出荷実績、精米実績、認証票使用実績は、認証後12ヵ月目の月までの実績を報告するものとする。

## 第 16 申請者等の責務

- 1 生産者等は、栽培管理状況、出荷状況、認証票使用状況等を記録しなければならない。
- 2 栽培責任者は、ほ場における栽培管理又は管理の指導を行い、確認責任者に提出する栽培管理記録を作成するものとする。
- 3 確認責任者は、栽培管理状況を調査し、栽培管理記録の内容の確認及び栽培責任者による栽培管理等について指導を行うものとする。
- 4 精米業者等は、精米状況、出荷状況、認証票使用状況等を記録しなければならない。
- 5 精米責任者は、原料である認証された玄米及び精米を他の一般米と区別して単体で取り扱わなければならない。  
自家精米で、自己以外の玄米を精米することがある場合は、認証された自己の玄米に認証票を表示しなければならない。
- 6 精米確認者は、精米の実績等を調査し、その実績等に係る記録内容を確認し、精米責任者による精米について指導を行うものとする。
- 7 計画の承認を申請する者、栽培責任者、確認責任者、精米責任者及び精米確認者（以下「申請者等」という。）は、地域農林水産部長及び地域農林水産部長が指定する者の現地への立入調査や受払い・出荷伝票等の資料の提供に協力しなければならない。
- 8 生産者等は、計画の承認を受けたときは、直ちに承認に係るほ場に別紙様式 10 により特別栽培農産物を栽培している旨を表示するものとする。
- 9 認証を受けた者は、認証農産物の生産、乾燥・調製、精米、出荷、販売及び認証票利用における適正管理に努めなければならない。
- 10 申請者等は、認証農産物について、消費者等からの問合せに速やかに対応しなければならない。
- 11 認証農産物に関して生じた損害又は認証の取り消しや改善指導により生じた損失は、認証を受けた者が負担するものとする。
- 12 認証を受けた者は、認証票を適正に保管、管理するとともに、事故等が発生した場合は速やかに地域農林水産部長に報告するものとする。
- 13 認証を受けた者、確認責任者及び精米確認者は、認証された特別栽培農産物に係る記録を当該認証を受けた年の翌年から起算して3年間保管しなければならない。

## 第 17 情報の提供

県及び認証を受けた者は、消費者、流通業者等へ、認証農産物に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

## 第 18 個人情報保護

県は、本制度において入手した個人情報については、青森県個人情報保護条例に基づき取り扱うものとし、申請者の承諾のある場合のほか、認証事務に係る目的以外には使用しないものとする。

## 第 19 その他

- 1 この要綱に定めるもののほか、特別栽培農産物の認証に関し必要な事項は別に定めるものとする。
- 2 特別栽培農産物の表示に関する事項については、この要綱及び要綱に基づく他の定めによるもののほか、原則として「ガイドライン」に準ずるものとする。
- 3 この制度により認証された農産物の名称は、「特別栽培農産物」とし、「無農薬・無化学肥料栽培農産物」「無農薬・減化学肥料栽培農産物」「減農薬・無化学肥

料栽培農産物」「減農薬・減化学肥料栽培農産物」等の表示は用いないものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行するものとする。
- 2 平成13年12月12日の改正の取扱いは次のとおりとする。
  - (1) 適用は平成14年3月以降栽培の始まる作物から対象とする。
  - (2) 改正前の要綱により計画承認及び認証された特別栽培農産物に係る改正以降の手続きについては、改正後の要綱に従うものとする。
- 3 平成15年11月4日の改正の取扱いは次のとおりとする。
  - (1) 適用は平成16年3月以降栽培の始まる作物から対象とする。  
ただし、第19第3項の規定は、平成16年4月以降に収穫される農産物から適用する。
- 4 平成16年11月4日の改正の取扱いは次のとおりとする。
  - (1) 適用は平成17年3月以降栽培の始まる作物から対象とする。
  - (2) 改正前の要綱により計画承認及び認証された特別栽培農産物に係る改正以降の手続きについては、改正後の要綱に従うものとする。
- 5 平成17年3月31日の改正は、平成17年4月1日から施行するものとする。
- 6 平成17年10月27日の改正については、平成18年3月以降栽培の始まる作物から適用する。
- 7 平成18年11月8日の改正については、平成19年3月以降栽培の始まる作物から適用する。
- 8 平成19年4月25日の改正については、平成19年8月以降栽培の始まる作物から適用する。（表示については、国ガイドラインに準ずる。）
- 9 平成19年8月2日の改正については、平成20年3月以降栽培の始まる作物から適用する。  
ただし、第8計画の変更、取下げの改正については、平成19年8月2日から適用する。
- 10 平成20年11月25日の改正については、平成21年3月以降栽培の始まる作物から適用する。
- 11 平成21年7月3日の改正は、平成21年7月3日から施行するものとする。  
ただし、改正後の第6の規定については、平成22年3月以降栽培の始まる作物から適用する。
- 12 平成21年12月17日の改正については、平成22年3月以降栽培の始まる作物から適用する。
- 13 平成22年7月30日の改正については、平成22年7月30日から施行するものとする。
- 14 平成23年3月1日の改正については、平成23年4月1日から施行するものとする。
- 15 平成25年11月27日の改正については、平成26年3月以降栽培の始まる作物から適用する。
- 16 平成27年1月6日の改正については、平成27年3月以降栽培の始まる作物から適用する。
- 17 平成28年1月7日の改正については、平成28年3月以降栽培の始まる作物から適用する。
- 18 令和3年2月26日の改正については、令和3年第2回申請から適用する。

別表 1 (第 4 関係)

認証の基準

農薬等使用区分		基 準
特 別 栽 培 農 産 物	農 薬：不使用 化学肥料：不使用 (農不・化不)	特別栽培農産物のうち、当該農産物の生産過程等において、農薬及び窒素成分を含む化学肥料を使用しない栽培方法により生産されたものであること。
	農 薬：不使用 化学肥料：5割以下 (農不・化5)	特別栽培農産物のうち、当該農産物の生産過程等において、農薬を使用せず、化学肥料の使用量が当該地域の同作期において当該農産物について慣行的に行われている使用量の5割以下(化学肥料の窒素成分量を比較するものとする。)の栽培方法により生産されたものであること。
	節減対象農薬：不使用 化学肥料：不使用 (節農不・化不)	特別栽培農産物のうち、当該農産物の生産過程等において、節減対象農薬及び窒素成分を含む化学肥料を使用しない栽培方法により生産されたものであること。
	節減対象農薬：5割以下 化学肥料：不使用 (節農5・化不)	特別栽培農産物のうち、当該農産物の生産過程等における節減対象農薬の使用回数が、当該地域の同作期において当該農産物について慣行的に行われている使用回数の5割以下(土壌消毒剤、除草剤等を含めた使用回数の合計を比較するものとする。)で、窒素成分を含む化学肥料を使用しない栽培方法により生産されたものであること。
	節減対象農薬：不使用 化学肥料：5割以下 (節農不・化5)	特別栽培農産物のうち、当該農産物の生産過程等における節減対象農薬を使用せず、化学肥料の使用量が当該地域の同作期において当該農産物について慣行的に行われている使用量の5割以下(化学肥料の窒素成分量を比較するものとする。)の栽培方法により生産されたものであること。
	節減対象農薬：5割以下 化学肥料：5割以下 (節農5・化5)	特別栽培農産物のうち、当該農産物の生産過程等における節減対象農薬の使用回数及び化学肥料の使用量が、当該地域の同作期において当該農産物について慣行的に行われている使用回数及び使用量の5割以下(節減対象農薬については土壌消毒剤、除草剤等を含めた使用回数の合計を、化学肥料については窒素成分量を比較するものとする。)の栽培方法により生産されたものであること。

- 注) 1. 「生産過程等」とは、当該農産物の生産過程(当該農産物の生産者による種子、種苗及び収穫物の調製を含む。)及び前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間のほ場管理をいう。
2. 認証を受ける農産物は、別記1の栽培要件を満たすものでなければならない。
3. 本制度における認証対象作物の節減対象農薬使用回数及び化学肥料使用量の慣行値及び認証基準値は、別記2のとおりとする。
4. 表示に関する事項についてはガイドラインに準ずるものとする。

農薬：農薬取締法に規定する農薬(同法に規定する天敵及び特定農薬は含まない)  
 節減対象農薬：化学合成農薬(農薬のうち有効成分が化学合成されたもの)のうち、有機農産物の日本農林規格第4条の別表2に掲げる農薬を除くもの

別表2（第5関係）

農薬不使用・化学肥料5割以下、節減対象農薬5割以下・化学肥料不使用、節減対象農薬不使用・化学肥料5割以下、節減対象農薬5割以下・化学肥料5割以下の栽培方法により生産された農産物として認証対象となる品目

区 分	品 目
穀類・ 豆 類	米（玄米及び認証された玄米のみを原料としてとう精された精米） 小麦、大豆、小豆、そば、なたね
野 菜	ながいも、にんにく、ごぼう、だいこん（3～4月播き栽培、5～8月播き栽培）、にんじん（3～4月播き栽培、5～7月播き栽培）、ばれいしょ、キャベツ（春播き栽培、夏播き栽培）、レタス（春播普通栽培、夏播普通栽培）、ねぎ、トマト、きゅうり、ピーマン、メロン、ブロッコリー、すいか、えだまめ、かぼちゃ、はくさい、やまのいも、なす、ほうれんそう（5～9月播き栽培、10～11月播き栽培）、アスパラガス、スイートコーン、こかぶ、さやいんげん、いちご（促成・半促成栽培）
果 実	りんご、ぶどう、おうとう、なし、もも、すもも（日本すもも・プルーン）、カシス※

※カシス：農薬又は節減対象農薬不使用の区分に限り認証対象



(別記1)

栽 培 要 件

区 分	要 件
ほ場条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲のほ場から栽培管理に伴う影響を受けないこと。</li><li>・周囲のほ場に対して、病害虫等の発生原因となるなどの栽培管理に伴う影響を与えないとともに、周囲のほ場管理者からの理解を得ること。</li></ul>
土づくり・施肥	<ul style="list-style-type: none"><li>・たい肥等による土づくりに努めていること。</li><li>・有機質肥料は登録または届出のある肥料を使用するか、自家製造の場合には原料及び製造方法が明確にできるものを使用する。</li><li>・下水汚泥を原料とした肥料を使用する場合は、化学肥料と同様に扱うこととし、化学肥料5割以下の区分に限り使用できる。</li><li>・栽培期間中化学肥料不使用により栽培される農産物の生産に使用する堆肥には、窒素成分を含む化学肥料を添加してはならない。</li></ul>
品種	<ul style="list-style-type: none"><li>・気象、土壌条件に適した品種を選定し、作物の健全生育の確保に努める。</li></ul>
種子、種苗	<ul style="list-style-type: none"><li>・遺伝子組換え技術により育成された品種の種子、種苗は使用してはならない。</li></ul>
病害虫防除・除草	<ul style="list-style-type: none"><li>・耕種的・物理的防除等を優先して行うこと。</li><li>・農薬を使用する場合は、必要最低限にとどめるとともに、登録農薬を使用すること。</li></ul>
水田の用排水	<ul style="list-style-type: none"><li>・水田の取・排水口を分離すること。</li><li>・用水路から取水できること。</li></ul>
生育管理用資材 (その他資材)	<ul style="list-style-type: none"><li>・農薬及び肥料以外の資材で、作物及び土壌に施用（散布、塗布、芳香等）するものにあつては、殺虫・殺菌等農薬的效果を期待するものであつてはならない。</li></ul>

## (別記2)

栽培期間中節減対象農薬及び化学肥料を慣行の5割以下に削減した栽培方法により生産される農産物における節減対象農薬使用回数及び化学肥料使用量に関する慣行値及び認証基準値

作物名	基準作型	節減対象農薬使用回数 (成分回数)		化学肥料使用量 (10a 当たり窒素分量)	
		慣行値 回	認証基準値 回以下	慣行値 kg/10a	認証基準値 kg/10a 以下
水稲	普通栽培	17	8	8.0	4.0
小麦	普通栽培	4	2	8.0	4.0
大豆	普通栽培	6	3	3.0	1.5
小豆	普通栽培	8	4	3.0	1.5
そば	普通栽培	2	1	2.0	1.0
なたね	普通栽培	2	1	8.0	4.0
ながいも	普通栽培	16	8	21.0	10.5
にんにく	マルチ栽培	20	10	20.0	10.0
ごぼう	春播き栽培	12	6	20.0	10.0
だいこん	3～4月播き栽培	8	4	8.0	4.0
	5～8月播き栽培	12	6	6.0	3.0
にんじん	3～4月播き栽培	8	4	19.0	9.5
	5～7月播き栽培	15	7	19.0	9.5
ばれいしょ	普通栽培	12	6	11.0	5.5
キャベツ	春播き栽培	9	4	20.0	10.0
	夏播き栽培	14	7	19.0	9.5
レタス	春播普通栽培	8	4	18.0	9.0
	夏播普通栽培	12	6	12.0	6.0
ねぎ	普通栽培	21	10	20.0	10.0
トマト (ミニトマト含む)	雨よけ栽培	22	11	30.0	15.0
きゅうり	普通栽培	22	11	35.0	17.5
ピーマン	普通栽培	8	4	25.0	12.5
メロン	トンネル早熟	18	9	15.0	7.5
ブロッコリー	普通栽培	7	3	23.0	11.5
すいか	普通栽培	14	7	16.0	8.0
えだまめ	普通栽培	6	3	5.0	2.5
かぼちゃ	普通栽培	6	3	11.0	5.5
はくさい	夏播き栽培	9	4	23.0	11.5
やまのいも	普通栽培	12	6	24.0	12.0
なす	普通栽培	17	8	28.0	14.0
ほうれんそう	5～9月播き栽培	6	3	10.0	5.0
	10～11月播き栽培	4	2	10.0	5.0
アスパラガス	普通栽培	13	6	47.0	23.5
スイートコーン	普通栽培	11	5	25.0	12.5

こかぶ	普通栽培	13	6	14.0	7.0
さやいんげん	普通栽培	14	7	30.0	15.0
いちご	促成・半促成栽培	40	20	20.0	10.0
りんご	普通栽培	36	18	15.0	7.5
ぶどう	普通栽培	22	11	15.0	7.5
おうとう	普通栽培	15	7	15.0	7.5
なし	普通栽培	18	9	15.0	7.5
もも	普通栽培	26	13	14.0	7.0
すもも(日本すもも・プルーン)	普通栽培	19	9	14.0	7.0
カシス	普通栽培	0	不使用	4.0	2.0

注：1. 数値は種子消毒及び育苗段階も含む。ただし、「節減対象農薬：不使用」の申請において、農薬（節減対象農薬）不使用の種子・苗等の入手が困難な場合は、合計カウントしない。

2. 適用地域は、県下全域とする。

3. 適用品種は、全品種とする。

4. 着果促進剤などの植物成長調整剤で、使用方法が一般的に局所的であり、その局所に重複せずに使用されるものは、生育期全体を通じて1回とする。

ただし、複数成分の薬剤については、その成分回数とする。

5. 接ぎ木苗で、台木及び穂木双方に農薬を使用している場合は、双方を合わせた成分回数とする。

ただし、台木及び穂木で同一農薬を使用した場合は、合わせて1剤と見なして、その成分回数とする。

6. 展着剤は、使用しても成分回数には含めない。

7. 性フェロモン剤等の有機農産物のJAS規格で使用可能な農薬及び農薬メーカーから「化学合成されていない」との回答を得て、県が認めた農薬については、使用しても成分回数には含めない。

ただし、栽培管理記録において、当該農薬の使用記録を記載すること。

地域県民局地域農林水産部長 殿

(申請者)  
〒 住 所

電話・FAX

携帯電話

氏 名

印

(自署の場合は押印不要)

年産青森県特別栽培農産物生産流通計画承認申請書

青森県特別栽培農産物認証要綱第6の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

関係書類

- 申請計画概要(別紙1)
- 生産者一覧表(別紙2)
- 栽培責任者及び確認責任者届(別紙3)
- 作物・農薬等使用区分申請内容一覧表(別紙4)
- ほ場位置図(別紙5)
- 栽培管理計画(別紙6)
- 出荷計画(別紙7)
- 認証票使用計画(別紙8)
- 情報提供に係る承諾書(別紙9)

注) 添付した関係書類にチェックを入れること。

(別紙1)

申請計画概要

区 分	1	2	3	4
生産流通計画承認年月日 (生産流通計画申請時は記載しない)				
作物名				
農薬等使用区分 農 薬 化学肥料				
生産者数(人)				
栽培面積(a)				
栽培ほ場数(筆、棟数)				
生産量(t、kg)				
出荷量(t、kg)				

注)

1. 「生産流通計画承認年月日」は生産流通計画申請時は記載しない。(認証申請時に記載する。)
2. 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」、「節農5・化不」、「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する。
3. 出荷量には、自家消費分を含めない。
4. 区分の欄が不足する場合は適宜追加すること。

(別紙2)

生産者一覧表

No	生産者氏名	住所 (TEL)	経営耕地面積	特別栽培農産物 栽培経験の有無
		( - - )	水田 ha、樹園地 ha 畑 ha、牧草地 ha 計 ha (内借地 ha)	
		( - - )		
		( - - )		
		( - - )		
		( - - )		
		( - - )		
		( - - )		
		( - - )		

注) 農作業受委託面積は除く。

(別紙3)

年 月 日

地域県民局地域農林水産部長 殿

(栽培責任者)

〒 住 所  
電 話  
氏 名

印\*

(確認責任者)

〒 住 所  
電 話  
氏 名

印\*

(※自署の場合は押印不要)

年産特別栽培農産物栽培責任者及び確認責任者届

青森県特別栽培農産物認証要綱第6の規定に基づき、特別栽培農産物の生産及び確認についてその責任者として届出します。

記

項 目	栽培責任者の概要	確認責任者の概要
1 職業及びその概要 (組織に所属するものはその 所属と役職名等を記入)		
2 特別栽培農産物栽培経験等		
3 認証申請者との関係		
4 その他		

(別紙4)

作物・農薬等使用区分別申請内容一覧表

作物名				農薬等使用区分	農薬：	化学肥料：
No.	生産者氏名	栽培面積 (a)	栽培ほ場所在地		備考	
合計						

- 注) 1. 作物毎、農薬等使用区分毎に記載する。  
2. 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」  
「節農5・化不」、「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する。



(別紙5)

ほ 場 位 置 図

作物名		農薬等使用区分	農薬：	化学肥料：	
生産者氏名		栽培ほ場所在地		栽培面積	a
看板設置予定箇所	<p>&lt;位置図&gt;</p>				

- 注) 1. 当該ほ場が他のほ場から影響を受けない状況がわかるように、隣接農用地の栽培状況、農薬等の影響防止対策、樹木、距離(m)、区画、農道等まで詳細に記入すること。
2. 看板の設置予定場所についても記載すること。
3. 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」、「節農5・化不」、「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する。

(別紙6)

年産栽培管理計画

1 栽培作物及び場所

作物名		栽培面積	
農薬等使用区分	農薬：	化学肥料：	

2 栽培管理

(1) 栽培管理計画

時期 (旬、日)	作業名	資材使用 の有無
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
計画生産量		t、kg( kg/10a)
栽培上の特記事項：		

- 注) 1. 作業については、前作の収穫終了後から当該作物の収穫終了時までを記入する。  
2. 集団の場合、栽培についての申合せや取決めに関する資料を添付する。  
3. 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」、  
「節農5・化不」「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する。  
4. 本様式に作業内容の記載が困難な場合は別葉での提出も可とする。

(2) 除草及び病虫害防除の方法

除草の方法	
病虫害防除の方法	

- 注) 1. 除草の方法は、手取り除草や除草機使用等を詳しく記入する。  
 2. 病虫害防除の方法は、基本的な対策のほか、予想以上に病虫害が発生した際の対応についても含めて記入する。

(3) 種子・種苗の入手方法等

- ① 自家採種又は自家採種以外の区別 (○を付ける)  
 自家採種            自家採種以外
- ② 自家採種以外の種子、種苗に対する入手前の化学合成資材の処理状況  
 (○を付ける)  
 ア 化学合成肥料            処理      無処理  
 イ 化学合成農薬            処理      無処理

3 使用資材 (使用が予想される全ての資材を記入する。)

(1) 肥料、土壌改良資材及び堆肥等

資 材 名	天然・化学系資材の別	希釈倍数 (倍)・使用量 (kg・ℓ/10a)	時 期 (月日)	窒 素 成分量 (kg/10a)	うち化学合成窒素 (kg/10a)
合 計					
当 該 作 物 の 認 証 基 準 値					

- 注) 1. 土づくり資材含む。  
 2. 有機質肥料に化学肥料を含む場合 (配合肥料) の場合は、化学資材と記入する。

(2) 農薬

農薬名	成分数	希釈倍数 (倍)・ 使用量 (g・kg・mℓ・ ℓ /10a)	時期 (月日)	対象病害虫・雑草等名
合計				
当該作物の認証基準値				
備考 (無処理の種子・苗等が入手できない理由)				

注) 1. 種子又は育苗に使用された農薬名も記入する。

ただし、「節減対象農薬：不使用」の申請において、農薬（節減対象農薬）不使用の種子・苗等の入手が困難な作物の場合は、合計カウントしないので、備考欄に理由を記入する。

2. 農薬名が特定できない場合は、〇〇剤、△△剤、××剤のうち1剤とし、成分数はその候補の中で最も成分数の多い数値を記載する。
3. 液剤等希釈して使用するものは、使用量は希釈倍数と散布量を記載する。
4. 同一農薬を複数回散布する場合は、それぞれを記入すること。

(3) その他資材

資材名	天然・化学系 資材の別	内 容	使用目的	使用量 (ℓ・kg/10a)	時期 (月日)

注) (1)(2)以外の目的で使用するものを記入（ヒバ油、〇〇抽出物等）。

(4) 自家製造資材の原料・製造方法

資材名	原料名	製造方法

注) 1. (1)(2)(3)において該当するものを記入。

2. 資材名は(1)(2)(3)において記入した名称を用いること。
3. 資材は、前作の収穫終了後から使用したものを記載する。
4. 購入資材については、カタログ、説明書等内容がわかる資料を添付すること。

(別紙 7)

年産出荷計画

1 対象作物及び出荷時期

作物名		農薬使用区分	農薬：	化学肥料：
出荷期間	年 月 ～ 年 月			

注) 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」、「節農5・化不」、「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する。

2 販売方法等

販売方法	出荷・販売先	米（玄米出荷）の場合				野菜・畑作・果実の場合						
		玄米生産 数量 (kg)	玄米出荷数量			出荷形態別出荷量						
			kg詰 (袋)	kg詰 (袋)	出荷量計 (袋)	バラ (kg・個)	束 (kg・束)	箱 (kg・個)	袋 (kg・袋)	その他 (kg)	出荷量計 (kg)	
契約販売	契約先・住所(TEL)											
産直販売 (宅配等)	販売先・住所(TEL)											
委託販売	委託先名・住所(TEL)											
市場出荷	市場名											
イベント 販売	イベント名											
自店販売												
その他												
合計												
米の場合	精米しない（上記項目に記載する） 精米する（精米流通計画を申請する）											
その他特記事項												

(別紙 8)

年産認証票使用計画

作物名		農薬等使用区分	農薬：	化学肥料：
使用期間	年 月 ～ 年 月			
作成（注文）時期	月 日頃			
規格別使用枚数 （シール枚数）	大規格	中規格	小規格	計
現在在庫枚数				
注文枚数				

注) 1. 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」、「節農5・化不」、「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する。

2. 認証票大シール10枚綴り、認証票中シール20枚綴り、認証票小シール50枚綴り

3. 枚数は、シートに印刷されているシール数の合計（シート枚数ではないことに注意）。

例) 大規格のシートを10枚注文する場合、注文枚数は100と記載

(別紙9)

情報提供に関する承諾書

以下の3つの項目について、「承諾します」もしくは「承諾しません」のどちらかをチェックしてください。

区 分	承諾します	承諾しません※
① 県ホームページ等で、特別栽培農産物に関する事項（生産者名、市町村名、農薬・肥料区分、作物名、販売店舗、出荷時期）を情報提供すること		
② 特別栽培農産物の取扱いを希望する流通業者等から情報提供の依頼があった場合、特別栽培農産物に関する事項（申請者名、市町村名、電話番号、作物名、面積、農薬等使用区分）について、情報提供すること		
③ 認証基準を満たさない、または満たさないおそれが生じた際、流通業者から貴殿の栽培した農産物について問い合わせがあった場合、認証基準への適合状況及び特別栽培農産物に関する事項（申請者名、市町村名、電話番号、作物名、面積、農薬等使用区分）について、流通業者等へ情報提供すること		

※②、③の申請者名、市町村名、電話番号、作物名、面積、農薬等使用区分の6つの事項のうち一部の事項は非提供の場合、提供先に制限のある場合を含む

住 所 \_\_\_\_\_

申請者名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(自署の場合は押印不要)

年 月 日

地域県民局地域農林水産部長 殿

(申請者名)  
〒 住 所  
電話・FAX  
携帯電話  
氏 名 印  
(団体等の場合は団体名等及び代表者氏名を記載)  
(自署の場合は押印不要)

年産青森県特別栽培農産物精米流通計画承認申請書

青森県特別栽培農産物認証要綱第6の規定に基づき、下記の関係書類を添えて承認申請  
します。

記

関係書類

- 精米施設及び計画概要(別紙1)
- 精米施設位置図(別紙2)
- 精米責任者及び精米確認者届(別紙3)
- 年産特別栽培精米計画(別紙4)
- 認証票使用計画(別紙5)
- 情報提供に係る承諾書(別紙6)

注) 添付した関係書類にチェックを入れること



(別紙1)

精米施設及び計画概要

1 精米施設

施設名	
住所 (TEL)	
規模・能力	

2 計画概要

区 分	1	2	3	4
精米流通計画承認年月日 (精米流通計画申請時は記載しない)				
産地名 (市町村)				
生産者名				
農薬等使用区分 農 薬 化学肥料				
品種名				
玄米受付量 (t, kg)				
精米生産量 (t, kg)				

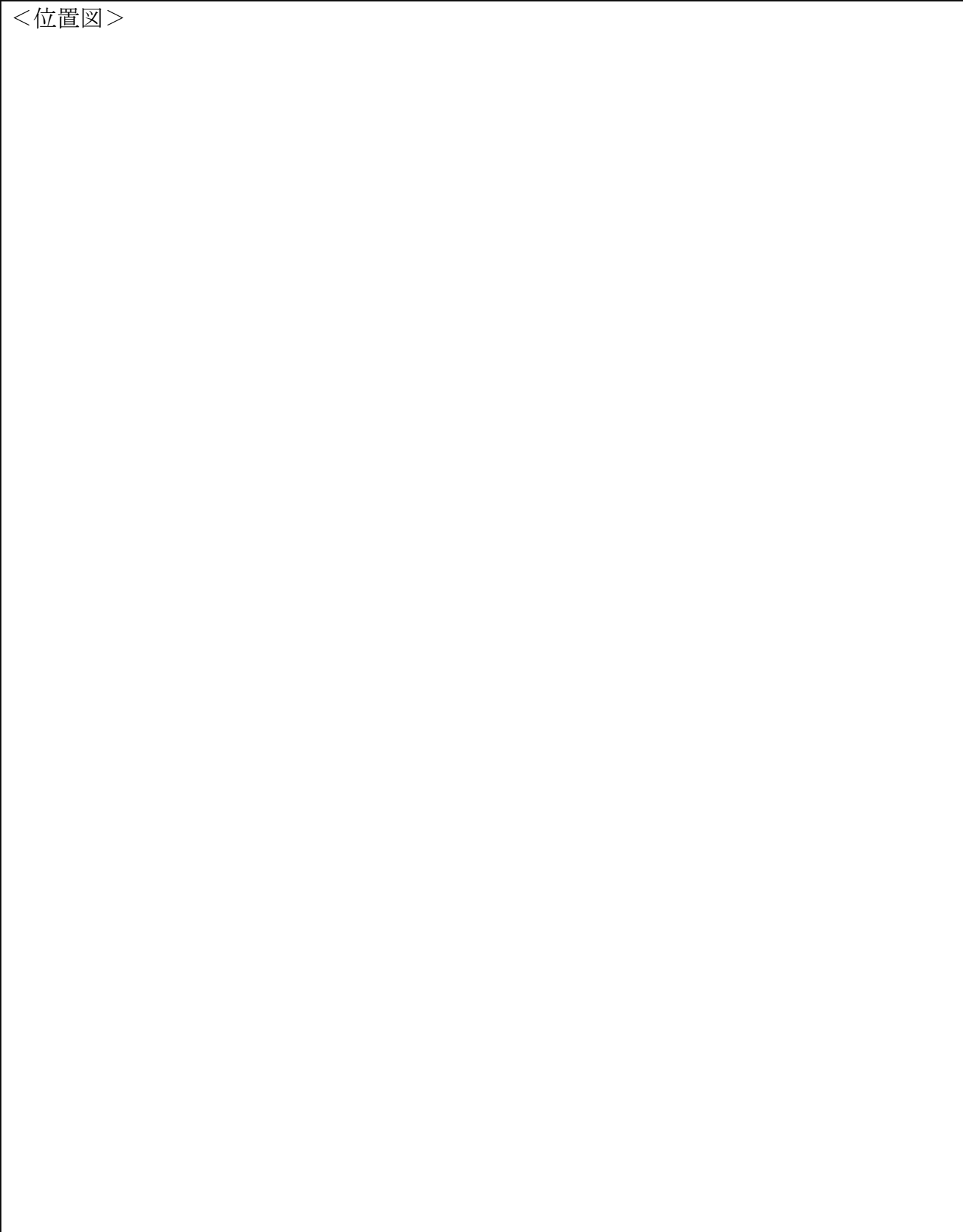
注)

1. 「生産流通計画承認年月日」は生産流通計画申請時は記載しない。(認証申請時に記載する。)
2. 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」、「節農5・化不」、「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する。

(別紙2)

精米施設位置図

<位置図>



注) 地番も記入すること。  
精米施設内の配置図等を記入すること。

(別紙3)

年 月 日

地域県民局地域農林水産部長 殿

(精米責任者)

〒 住 所  
電 話  
氏 名

印\*

(精米確認者)

〒 住 所  
電 話  
氏 名

印\*

(※自署の場合は押印不要)

年産特別栽培農産物精米責任者及び精米確認者届

青森県特別栽培農産物認証要綱第6の規定に基づき、特別栽培農産物の生産及び確認についてその責任者として届出します。

記

項 目	精米責任者の概要	精米確認者の概要
1 職業及びその概要 〔 組織に所属するものはその 所属と役職名等を記入 〕		
2 特別栽培農産物栽培経験等		
3 認証申請者との関係		
4 その他		

(別紙4)

年産特別栽培米精米計画

精米期間 (年月旬)	玄米受付 (買受)数量 t	精米生産数量 t	歩留 %	精米生産数量					出荷先 (名称、住所)
				包装量目別内訳(個数)					
				kg詰 (袋)	kg詰 (袋)	kg詰 (袋)	kg詰 (袋)	計 (袋)	
合計									

注)生産精米数量の量目は、必ず記入してください。

(別紙5)

年産認証票使用計画

作物名		農薬等使用区分	農薬：	化学肥料：
使用期間	年 月 ～ 年 月			
作成（注文）時期	月 日頃			
規格別使用枚数 （シール枚数）	大規格	中規格	小規格	計
現在在庫枚数				
注文枚数				

- 注) 1. 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」  
「節農5・化不」、「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する。
2. 認証票大シール10枚綴り、認証票中シール20枚綴り、認証票小シール50枚綴り
3. 枚数は、シートに印刷されているシール数の合計（シート枚数ではないことに注意）。  
例) 大規格のシートを10枚注文する場合、注文枚数は100と記載

(別紙6)

情報提供に関する承諾書

以下の3つの項目について、「承諾します」もしくは「承諾しません」のどちらかをチェックしてください。

区 分	承諾します	承諾しません※
① 県ホームページ等で、特別栽培農産物に関する事項（生産者名、市町村名、農薬・肥料区分、作物名、販売店舗、出荷時期）を情報提供すること		
② 特別栽培農産物の取扱いを希望する流通業者等から情報提供の依頼があった場合、特別栽培農産物に関する事項（申請者名、市町村名、電話番号、作物名、面積、農薬等使用区分）について、情報提供すること		
③ 認証基準を満たさない、または満たさないおそれが生じた際、流通業者から貴殿の栽培した農産物について問い合わせがあった場合、認証基準への適合状況及び特別栽培農産物に関する事項（申請者名、市町村名、電話番号、作物名、面積、農薬等使用区分）について、流通業者等へ情報提供すること		

※②、③の申請者名、市町村名、電話番号、作物名、面積、農薬等使用区分の6つの事項のうち一部の事項は非提供の場合、提供先に制限のある場合を含む

住 所 \_\_\_\_\_

申請者名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(自署の場合は押印不要)

様式3（第8関係）

年 月 日

地域県民局地域農林水産部長 殿

(申請者)

〒 住所

氏名

印

(自署の場合は押印不要)

電話番号

年産青森県特別栽培農産物生産（精米）流通計画取下届

年 月 日付け○農水第 号で承認通知のあった生産（精米）流通計画内容について、下記により中止することとしましたので、青森県特別栽培農産物認証要綱第8第2項の規定に基づき計画の取下げについて届出します。

記

1 取下理由

地域県民局地域農林水産部長 殿

(申請者)  
〒 住 所  
氏 名

印

(自署の場合は押印不要)

年産青森県特別栽培農産物生産（精米）流通計画変更申請書

年 月 日付け○農水第 号で承認通知のあった生産（精米）流通計画の内容について下記のとおり変更をしたいので、青森県特別栽培農産物認証要綱第8第3項の規定に基づき申請します。

記

作物名等	変更項目	変更事項 発生年月日	変更内容	変 更 理 由
				必要に応じて資料を添付

注) 1. 承認された計画承認申請書の様式1の写しと関係書類の関係する部分の写しに、赤書きで変更後の内容を加筆、修正し、添付する。

2. 面積及び生産者数の減少、出荷計画、認証票使用計画の変更については、認証申請で扱う



地域県民局地域農林水産部長 殿

(申請者)  
〒 住所  
電話  
氏名

印

(自署の場合は押印不要)

年産青森県特別栽培農産物認証申請書 (生産流通)

青森県特別栽培農産物認証要綱第10の規定に基づき、下記の関係書類を添えて認証申請します。

記

関係書類

- 申請計画概要  
承認を得た計画書(様式1の別紙1)の写しに生産流通計画承認日を追記して提出する。
- 栽培状況報告  
承認を得た計画書の栽培管理計画(様式1の別紙6)の写しに、赤書きで加筆、修正して提出する。なお収穫終了時までの予定は( )書きで記入する。
- 栽培管理確認報告(別紙)
- 出荷計画  
承認を得た計画書の出荷計画(様式1の別紙7)の写しに、赤書きで加筆、修正して提出する。
- 認証票使用計画  
承認を得た計画書の認証票使用計画(様式1の別紙8)の写しに、赤書きで加筆、修正して提出する。
- 実績報告届の写し  
前年に生産流通計画の認証を受けている場合は、その実績報告届(様式9)及び概要(様式1の別紙1)の写しを提出する。

注) 1. 添付した関係書類にチェックを入れること

2. 実績報告届の写しの添付は、実績が確定していない場合等、提出が困難な場合はこの限りでない。

地域県民局地域農林水産部長

(申請者)

〒 住 所

電 話

氏 名

印

(自署の場合は押印不要)

年産青森県特別栽培農産物認証申請書 (精米流通)

青森県特別栽培農産物認証要綱第10の規定に基づき下記の関係書類を添えて認証申請します。

記

関係書類

- 申請計画概要  
承認を得た計画書(様式2の別紙1)の写しに生産流通計画承認日を追記して提出する。
- 精米計画  
承認を得た計画書の精米計画(様式2の別紙4)の写しに、赤書きで加筆、修正して提出する。
- 認証票使用計画  
承認を得た計画書の認証票使用計画(様式2の別紙5)の写しに、赤書きで加筆、修正して提出する。
- 実績報告届の写し  
前年に精米流通計画の認証を受けている場合は、その実績報告届(様式9)及び概要(様式2の別紙1)の写しを提出する。
- その他

注) 添付した関係書類にチェックを入れること

(別紙)

年 月 日

地域県民局地域農林水産部長 殿

(確認責任者)

氏名

印

(自署の場合は押印不要)

年産栽培管理確認報告

青森県特別栽培農産物認証要綱第10の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

作物名			
農薬等使用区分	農薬：	化学肥料：	
作型		栽培面積計	
栽培責任者			
確認内容	確認月日（複数回の場合はすべて記入）等		
ほ場確認	月 日、月 日		
看板の有無の確認	月 日、月 日		
記録簿の有無の確認	月 日、月 日		
栽培管理の状況			
記録の状況			
農薬使用状況			
化学肥料使用状況			
収穫状況			
その他			
栽培計画との整合性			
特記事項			

- 注) 1. 栽培管理の状況は、確認した内容を記入する。  
2. 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」、「節農5・化不」、「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する。

地域県民局地域農林水産部長 殿

(申請者)

〒 住所

氏名

印

(自署の場合は押印不要)

年産青森県特別栽培農産物認証事項の変更及び認証の再申請書

年 月 日付け○農水第 号で認証を受けた事項について、下記のとおり変更したいので、青森県特別栽培農産物認証要綱第11の規定に基づき認証事項の変更及び認証について再申請します。

記

作物名等	変更項目	変更事項 発生年月日	変更内容	変更理由
				必要に応じて資料を添付

注) 認証された認証申請書の様式5の写しとの関係書類の関係する部分の写しに、赤書きで変更後の内容を加筆、修正し、添付する。また、必要に応じて資材等の資料も添付する。

様式7（第13関係）

年 月 日

地域県民局地域農林水産部長 殿

(申請者)  
〒住所  
氏名

印

(自署の場合は押印不要)

年産青森県特別栽培農産物証票使用中止届

青森県特別栽培農産物認証要綱第13第2項の規定に基づき、下記により認証票の使用を中止したので届出します。

記

1 認証票使用中止理由

地域県民局地域農林水産部長 殿

(申請者)

〒住所

氏名

印

(自署の場合は押印不要)

年産特別栽培農産物事故発生報告書

年 月 日付け○農水第 号で通知を受けた認証について、次のとおり事故が発生したので青森県特別栽培農産物認証要綱第14の規定に基づき報告します。

記

1 事故等の内容

①発生年月日、②当該対象、③内容 等

2 経過

3 事故に対する措置

4 措置の結果

年 月 日

地域県民局地域農林水産部長 殿

(申請者)  
〒 住所  
氏名  
電話番号

印

(自署の場合は押印不要)

年産青森県特別栽培農産物実績報告届 (生産流通)

青森県特別栽培農産物認証要綱第 15 の規定に基づき、下記の関係書類を添えて実績を報告します。

記

関係書類

- 実績報告概要  
認証を得た申請計画概要 (様式 1 の別紙 1) の写しに、赤書きで加筆して提出する。
- 栽培管理実績  
認証を得た栽培管理計画 (様式 1 の別紙 6) の写しに、赤書きで加筆、修正して提出する。
- 販売・出荷実績  
認証を得た出荷計画 (様式 1 の別紙 7) の写しに、赤書きで加筆、修正して提出する。
- 認証票使用計画  
認証を得た認証票使用計画 (様式 1 の別紙 8) の写しに、赤書きで加筆、修正して提出する。
- 確認報告  
認証を得た栽培管理確認報告 (様式 5 の別紙) の写しに、赤書きで加筆して提出する。
- その他

注) 1. 実績報告届の提出期限

当該農産物の認証後 1 年以内に提出しなければならない。

なお、出荷等に 1 年以上の期間を要する場合、販売・出荷実績、精米実績、認証票使用実績は、認証後 12 か月目の月までの実績を記載するものとする。

2. 添付した関係書類にチェックを入れること

年 月 日

地域県民局地域農林水産部長 殿

(申請者)  
〒 住所  
氏名  
電話番号

印

(自署の場合は押印不要)

年産青森県特別栽培農産物実績報告届 (精米流通)

青森県特別栽培農産物認証要綱第15の規定に基づき、下記の関係書類を添えて実績を報告します。

記

関係書類

- 実績報告概要  
認証を得た申請計画概要 (様式2の別紙1) の写しに、赤書きで加筆して提出する。
- 精米実績  
認証申請書の精米計画 (様式2の別紙4) の写しに、赤書きで加筆、修正して提出する。
- 確認報告  
実績確認報告書 (別紙) のとおり
- その他

注) 1. 実績報告届の提出期限

当該農産物の認証後1年以内に提出しなければならない。

なお、出荷等に1年以上の期間を要する場合、販売・出荷実績、精米実績、認証票使用実績は、認証後12ヵ月目の月までの実績を記載するものとする。

2. 添付した関係書類にチェックを入れること



(別紙)

年 月 日

地域県民局地域農林水産部長 殿

(精米確認者)

氏名

印

(自署の場合は押印不要)

年産実績確認報告書 (精米)

青森県特別栽培農産物認証要綱第15の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

品 種 名			
農薬等使用区分	農薬：	化学肥料：	
産 地 名		精米責任者	
栽培責任者		確認責任者	
精米工場所在地	(確認月日／複数回の場合はすべて記入)		
確 認 内 容	確認月日 (複数回の場合はすべて記入) 等		
認証米の取扱方法 (一般米と区分する取扱方法)	月	日	
記録簿の有無	月	日	
記録状況			
精米状況			
精米計画との整合性			
認証票使用状況			
特記事項			

注) 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」、「節農5・化不」、「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する



(参考) 管理記録例

年 栽培管理記録

栽培責任者名	生産者	確認責任者名	ほ場番号、番地	作物名、品種	栽培面積
	住所 氏名				a

年月日	作業内容	使用種苗、資材			使用機械・器具		特記事項
		種苗及び資材名	数量	入手先	機械・器具名	洗浄・整備方法	
月 日	耕起・施肥	堆肥	〇〇kg	〇〇農協	トラクター	使用前水洗い	一般と共用      収穫量〇〇kg 規格外は廃棄〇〇kg 〇〇kg
	播種	〇〇種子	〇〇g	〇〇農協	手作業		
	定植	〇〇苗	〇〇本		手作業		
	病虫害防除	〇〇剤	〇〇ℓ	〇〇化成工業	噴霧器	使用前後水洗い	
	除草				手作業		
	害虫防除	〇〇剤	〇〇kg	〇〇薬品(株)	噴霧器	使用前後水洗い	
	収穫・選別				選別機		
	箱詰め	段ボール	〇〇箱	〇〇農協	手作業		
	シール貼り	特裁シール	〇〇枚		手作業		
	出荷				トラック		

(参考) 有機農産物の日本農林規格 第4条の別表2

最終改正：平成29年3月27日農林水産省告示第443号

農 薬	基 準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤  なたね油乳剤 調合油乳剤 マシン油エアゾル マシン油乳剤 デンプン水和剤 脂肪酸グリセリド乳剤 メタアルデヒド粒剤 硫黄くん煙剤 硫黄粉剤 硫黄・銅水和剤 水和硫黄剤 石灰硫黄合剤 シイタケ菌糸体抽出物液剤 炭酸水素ナトリウム・銅水和剤 銅水和剤 銅粉剤 硫酸銅 生石灰 天敵等生物農薬 天敵等生物農薬・銅水和剤 性フェロモン剤  クロレラ抽出物液剤 混合生薬抽出物液剤 ワックス水和剤 展着剤 二酸化炭素くん蒸剤 ケイソウ土粉剤 食酢 磷酸第二鉄粒剤 炭酸水素カリウム水溶剤 炭酸カルシウム水和剤 ミルベメクチン乳剤 ミルベメクチン水和剤 スピノサド水和剤 スピノサド粒剤 還元澱粉糖化物液剤 次亜塩素酸水	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。  捕虫器に使用する場合に限ること。  ボルドー剤調整用に使用する場合に限ること。 ボルドー剤調整用に使用する場合に限ること。  農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。  カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。 保管施設で使用する場合に限ること。 保管施設で使用する場合に限ること。  銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。

農薬の種類(50音順)	農薬通称	主な成分
BT水和剤	エコマスターBT	BT
BT水和剤	エスマルクDF	BT
BT水和剤	クオークフロアブル	BT
BT水和剤	サブリナフロアブル	BT
BT水和剤	ジャックポット顆粒水和剤	BT
BT水和剤	ゼンターリ顆粒水和剤	BT
BT水和剤	チューリサイド水和剤	BT
BT水和剤	チューレックス顆粒水和剤	BT
BT水和剤	チューンアップ顆粒水和剤	BT
BT水和剤	デルフィン顆粒水和剤	BT
BT水和剤	トアローフロアブルCT	BT
BT水和剤	トアロー水和剤CT	BT
BT水和剤	バイオマックスDF	BT
BT水和剤	バシレックス水和剤	BT
BT水和剤	ファイブスター顆粒水和剤	BT
BT水和剤	フローバックDF	BT
BT水和剤	レビクリーンDF	BT
アグロバクテリウム ラジオバクター剤	バクテローズ	アグロバクテリウム ラジオバクター
アリガタシマアザミウマ剤	アリガタ	アリガタシマアザミウマ
アリマルア・オリフルア・テトラデセニルアセテート・ピーチフルア剤	コンフューザーAA	アリマルア
アルミゲルア・ウワバルア・ダイアモルア・ビートアーミルア・リトルア剤	コンフューザーV	アルミゲルア
アルミゲルア・ダイアモルア剤	コナガコンプラス	アルミゲルア
イサエアヒメコバチ・ハモグリコマユバチ剤	マイネックス	イサエアヒメコバチ
イサエアヒメコバチ剤	イサパリ	イサエアヒメコバチ
イサエアヒメコバチ剤	ヒメトップ	イサエアヒメコバチ
オキシテトラサイクリン・ストレプトマイシン水和剤	アグリマイシン100	オキシテトラサイクリン
オキシテトラサイクリン水和剤	マイコシールド	オキシテトラサイクリン
オキメラノルア剤	オキメラコン	オキメラノルア
オキメラノルア剤	オキメラノール	オキメラノルア
オリフルア・トートルルア・ピーチフルア・ピリマルア剤	コンフューザーMM	オリフルア
オリフルア・トートルルア・ピーチフルア剤	コンフューザーN	オリフルア
オリフルア・トートルルア・ピーチフルア剤	コンフューザーR	オリフルア
オリフルア剤	ナシヒメコン	オリフルア
オリフルア剤	ラブストップヒメシン	オリフルア
オンシツツヤコバチ剤	エンストリップ	オンシツツヤコバチ
オンシツツヤコバチ剤	ツヤコバチEF30	オンシツツヤコバチ
オンシツツヤコバチ剤	ツヤトップ	オンシツツヤコバチ
オンシツツヤコバチ剤	ツヤトップ25	オンシツツヤコバチ
オンシツツヤコバチ剤	ツヤパリ	オンシツツヤコバチ
カスガマイシン液剤	カスミン液剤	カスガマイシン
カスガマイシン水溶剤	カスミンA水和剤	カスガマイシン
カスガマイシン粉剤	カスミン粉剤	カスガマイシン
カスガマイシン粒剤	カスミン粒剤	カスガマイシン
カスガマイシン・銅水和剤	カッパーシン水和剤	カスガマイシン
カスガマイシン・銅水和剤	カスミンボルドー	カスガマイシン
ククメリスカブリダニ剤	ククメリス	ククメリスカブリダニ
ククメリスカブリダニ剤	メリトップ	ククメリスカブリダニ
コニオチリウム ミニタンス水和剤	ミニタンWG	コニオチリウム ミニタンス
コレマンアブラバチ剤	アフィパール	コレマンアブラバチ
コレマンアブラバチ剤	コレトップ	コレマンアブラバチ
コレマンアブラバチ剤	コレパリ	コレマンアブラバチ
サキメラノルア剤	サキメラノール	サキメラノルア
サバクツヤコバチ剤	エルカード	サバクツヤコバチ
サバクツヤコバチ剤	サバクトップ	サバクツヤコバチ
シイタケ菌糸体抽出物液剤	レンテミン液剤	シイタケ菌糸体抽出物
シイタケ菌糸体抽出物水溶剤	レンテミン	シイタケ菌糸体抽出物
シイタケ菌糸体抽出物液剤	家庭園芸用レンテミン液剤	シイタケ菌糸体抽出物
シュードモナス フルオレッセンス水和剤	ベジキーパー水和剤	シュードモナス フルオレッセンス
スタイナーネマ カーポカプサエ剤	パイオセーフ	スタイナーネマ カーポカプサエ
スタイナーネマ グラセライ剤	パイオトピア	スタイナーネマ グラセライ
ストレプトマイシン液剤	アグレプト液剤	ストレプトマイシン硫酸塩
ストレプトマイシン液剤	ヒトマイシン液剤S	ストレプトマイシン硫酸塩
ストレプトマイシン液剤	ストマイ液剤	ストレプトマイシン硫酸塩
ストレプトマイシン水和剤	アグレプト水和剤	ストレプトマイシン硫酸塩
ストレプトマイシン水和剤	マイシン水和剤	ストレプトマイシン硫酸塩
スピノサド水和剤	スピノエースフロアブル	スピノサド

スピノサド水和剤	スピノエースベイト	スピノサド
スピノサド水和剤	スピノエース顆粒水和剤	スピノサド
スピノサド水和剤	サービエース顆粒水和剤	スピノサド
スピノサド水和剤	ノーカウント顆粒水和剤	スピノサド
スワルスキーカブリダニ剤	スワルスキー	スワルスキーカブリダニ
スワルスキーカブリダニ剤	スワルスキープラス	スワルスキーカブリダニ
スワルスキーカブリダニ剤	システムスワルクん	スワルスキーカブリダニ
スワルスキーカブリダニ剤	スマワイト	スワルスキーカブリダニ
ダイアモルア剤	コナガコン	ダイアモルア
タイリクヒメハナカメムシ剤	オリスターA	タイリクヒメハナカメムシ
タイリクヒメハナカメムシ剤	タイリク	タイリクヒメハナカメムシ
タイリクヒメハナカメムシ剤	トスパック	タイリクヒメハナカメムシ
タイリクヒメハナカメムシ剤	リクトップ	タイリクヒメハナカメムシ
タロロマイセス フラバス水和剤	タフパール	タロロマイセス フラバス
タロロマイセス フラバス水和剤	タフブロック	タロロマイセス フラバス
タロロマイセス フラバス水和剤	タフブロックSP	タロロマイセス フラバス
タロロマイセス フラバス水和剤	タフエイド	タロロマイセス フラバス
炭酸カルシウム水和剤	アブロン	炭酸カルシウム
炭酸カルシウム水和剤	クレフノン	炭酸カルシウム
炭酸カルシウム水和剤	クレント	炭酸カルシウム
炭酸カルシウム水和剤	ホワイトコート	炭酸カルシウム
シナンセルア剤	スカシバコンL	シナンセルア
チチュウカイツヤコバチ剤	ベミパール	チチュウカイツヤコバチ
チャハマキ顆粒病ウイルス・リンゴコカクモンハマキ顆粒病ウイルス水和剤	ハマキ天敵	チャハマキ顆粒病ウイルス
チリカブリダニ剤	スパイデックス	チリカブリダニ
チリカブリダニ剤	チリカ・ワーカー	チリカブリダニ
チリカブリダニ剤	チリガブリ	チリカブリダニ
チリカブリダニ剤	チリトップ	チリカブリダニ
デンブン水和剤	粘着くん水和剤	デンブン
トートルルア剤	ハマキコン-N	トートルルア
トリコデルマ アトロピリデ水和剤	エコホープ	トリコデルマ アトロピリデ
トリコデルマ アトロピリデ水和剤	エコホープDJ	トリコデルマ アトロピリデ
トリコデルマ アトロピリデ水和剤	エコホープドライ	トリコデルマ アトロピリデ
なたね油乳剤	ハツパ乳剤	なたね油
ナミテントウ剤	ナミトップ	ナミテントウ
ナミテントウ剤	ナミトップ20	ナミテントウ
ナミテントウ剤	テントップ	ナミテントウ2齢幼虫
パーティシリウム レカニ水和剤	マイコタール	パーティシリウム レカニ
パスツアリア ペネトランス水和剤	パストリア水和剤	パスツアリア ペネトランス
ハスモンヨトウ核多角体病ウイルス水和剤	ハスモン天敵	ハスモンヨトウ核多角体病ウイルス
バチルス シンプレクス水和剤	モミホープ水和剤	バチルス シンプレクス
バチルス ズブチリス水和剤	アグロケア水和剤	バチルス ズブチリス
バチルス ズブチリス水和剤	インプレッション水和剤	バチルス ズブチリス
バチルス ズブチリス水和剤	エコショット	バチルス ズブチリス
バチルス ズブチリス水和剤	セレナーデ水和剤	バチルス ズブチリス
バチルス ズブチリス水和剤	バイオワーク水和剤	バチルス ズブチリス
バチルス ズブチリス水和剤	パチスター水和剤	バチルス ズブチリス
バチルス ズブチリス水和剤	ポトキラー水和剤	バチルス ズブチリス
バチルス ズブチリス水和剤	ボトピカ水和剤	バチルス ズブチリス
ハモグリミドリヒメコバチ剤	ミドリヒメ	ハモグリミドリヒメコバチ
バリオボラックス パラドクス水和剤	フィールドキーパー水和剤	バリオボラックス パラドクス
バリダマイシン液剤	バリダシンエア	バリダマイシン
バリダマイシン液剤	バリダシン液剤	バリダマイシン
バリダマイシン液剤	バリダシン液剤5	バリダマイシン
バリダマイシン粉剤	バリダシン粉剤DL	バリダマイシン
ピーチフルア剤	シンクイコン-L	ピーチフルア
ビートアーミルア剤	ヨトウコン-S	ビートアーミルア
フォールウェブルア剤	ニトルアー<アメシロ>	フォールウェブルア
ベキロマイセス テヌイベス乳剤	ゴッツA	ベキロマイセス テヌイベス
ベキロマイセス フモソロセウス水和剤	ブリファード水和剤	ベキロマイセス フモソロセウス
ボーベリア バシアーナ剤	バイオリサ・マダラ	ボーベリア バシアーナ
ボーベリア バシアーナ剤	ボアベリアン	ボーベリア バシアーナ
ボーベリア バシアーナ乳剤	ボタニガードES	ボーベリア バシアーナ
ボーベリア フロンニアティ剤	バイオリサ・カミキリ	ボーベリア フロンニアティ
ポリオキシン水溶剤	ポリオキシンAL水溶剤	ポリオキシン
ポリオキシン水和剤	ポリオキシンAL水和剤	ポリオキシン
ポリオキシン乳剤	ポリオキシンAL乳剤	ポリオキシン
マシン油エアゾル	ボルン	マシン油

マシン油乳剤	95マシン	マシン油
マシン油乳剤	アタックオイル	マシン油
マシン油乳剤	エアータック乳剤	マシン油
マシン油乳剤	スピンドロン乳剤	マシン油
マシン油乳剤	スプレーオイル	マシン油
マシン油乳剤	トモノール	マシン油
マシン油乳剤	トモノールS	マシン油
マシン油乳剤	ハーベストオイル	マシン油
マシン油乳剤	マシン油乳剤95	マシン油
マシン油乳剤	ラビサンスプレー	マシン油
マシン油乳剤	機械油乳剤95	マシン油
マシン油乳剤	高度マシン95	マシン油
マシン油乳剤	特製スケルシン95	マシン油
ミヤコカブリダニ剤	スパイカルEX	ミヤコカブリダニ
ミヤコカブリダニ剤	ミヤコトップ	ミヤコカブリダニ
ミヤコカブリダニ剤	スパイカルプラス	ミヤコカブリダニ
ミヤコカブリダニ剤	ミヤコスター	ミヤコカブリダニ
ミヤコカブリダニ剤	システムミヤコくん	ミヤコカブリダニ
ミルベメクチン水和剤	コロマイト水和剤	ミルベメクチン
ミルベメクチン水和剤	ダニダウン水和剤	ミルベメクチン
ミルベメクチン乳剤	コロマイト乳剤	ミルベメクチン
ミルベメクチン乳剤	マツガード	ミルベメクチン
ミルベメクチン乳剤	ミルベノック乳剤	ミルベメクチン
ミルベメクチン乳剤	マツガードクイック	ミルベメクチン
メタルデヒド水和剤	マイキラー	メタルデヒド
メタルデヒド水和剤	マイキラーL	メタルデヒド
メタルデヒド水和剤	ナメックス液	メタルデヒド
メタルデヒド粒剤	スクミノン	メタルデヒド
メタルデヒド粒剤	スクミノン5	メタルデヒド
メタルデヒド粒剤	スネック粒剤	メタルデヒド
メタルデヒド粒剤	ナメキール	メタルデヒド
メタルデヒド粒剤	ナメキット	メタルデヒド
メタルデヒド粒剤	ナメクリーン	メタルデヒド
メタルデヒド粒剤	ナメックス	メタルデヒド
メタルデヒド粒剤	マイマイペレット	メタルデヒド
ヤマトクサカゲロウ剤	カゲタロウ	ヤマトクサカゲロウ
リトルア剤	フェロディンSL	リトルア
リトルア剤	ヨトウコン-H	リトルア
硫黄・銅水和剤	園芸ボルドー	硫黄
硫黄・銅水和剤	イデグリーン水和剤	硫黄
硫黄くん煙剤	硫黄粒剤	硫黄
硫黄粉剤	硫黄粉剤50	硫黄
硫黄粉剤	硫黄粉剤80	硫黄
還元澱粉糖化物液剤	エコピタ液剤	還元澱粉糖化物
還元澱粉糖化物液剤	あめんこ	還元澱粉糖化物
還元澱粉糖化物液剤	ベニカマイルドスプレー	還元澱粉糖化物
還元澱粉糖化物液剤	ベニカマイルド液剤	還元澱粉糖化物
還元澱粉糖化物液剤	キモンブロック液剤	還元澱粉糖化物
混合生薬抽出物液剤	アルムグリーン	混合生薬抽出物
脂肪酸グリセリド乳剤	アーリーセーフ	脂肪酸グリセリド
脂肪酸グリセリド乳剤	アーリーセーフスプレー	脂肪酸グリセリド
脂肪酸グリセリド乳剤	ガーデンアシストバームスプレー	脂肪酸グリセリド
脂肪酸グリセリド乳剤	サンククリスタル乳剤	脂肪酸グリセリド
水和硫黄剤	イオウフロアブル	硫黄
水和硫黄剤	カジランSフロアブル	硫黄
水和硫黄剤	クムラス	硫黄
水和硫黄剤	コロナフロアブル	硫黄
水和硫黄剤	サルファーゾル	硫黄
生石灰	ボルドー液用生石灰	生石灰
生石灰	ボルドー液用粉末生石灰	生石灰
生石灰	農薬用(ボルドー液用)粉末生石灰	生石灰
生石灰	農薬用生石灰	生石灰
石灰硫黄合剤	石灰硫黄合剤	石灰硫黄合剤
炭酸水素カリウム水溶剤	カリグリーン	炭酸水素カリウム
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	ジーファイン水和剤	炭酸水素ナトリウム
炭酸水素ナトリウム水溶剤	ハーモイト水溶剤	炭酸水素ナトリウム
調合油乳剤	サフオイル乳剤	調合油
銅水和剤	KBW(ケービーダブル)	銅

銅水和剤	Zボルドー	銅
銅水和剤	クブラビットホルテ	銅
銅水和剤	グリーンドクター II	銅
銅水和剤	コサイド3000	銅
銅水和剤	コサイドDF	銅
銅水和剤	コサイドボルドー	銅
銅水和剤	サンボルドー	銅
銅水和剤	ドイツボルドーA	銅
銅水和剤	ドイツボルドーDF	銅
銅水和剤	ビティグラン水和剤	銅
銅水和剤	フジドーフロアブル	銅
銅水和剤	ベニドーDF	銅
銅水和剤	ベニドー水和剤	銅
銅水和剤	ボテガードDF	銅
銅水和剤	ボルドー	銅
銅水和剤	ICボルドー412	銅
銅水和剤	ICボルドー48Q	銅
銅水和剤	ICボルドー66D	銅
銅水和剤	野菜類種子消毒用ドイツボルドーA	銅
銅水和剤	クプロザードフロアブル	銅
銅水和剤	クプロシールド	銅
銅水和剤	キュプロフィックス40	銅
銅水和剤	ムッシュボルドー	銅
銅粉剤	Zボルドー粉剤DL	銅
銅粉剤	撒粉ボルドー粉剤DL	銅
二酸化炭素くん蒸剤	NT炭酸ガス	二酸化炭素
二酸化炭素くん蒸剤	エキカ炭酸ガス	二酸化炭素
二酸化炭素くん蒸剤	くん蒸用炭酸ガス	二酸化炭素
二酸化炭素くん蒸剤	炭酸ガス	二酸化炭素
非病原性エルビニア カロトボロー水和剤	エコメイト	非病原性エルビニア カロトボロー
非病原性エルビニア カロトボロー水和剤	バイオキーパー水和剤	非病原性エルビニア カロトボロー
除虫菊乳剤	ガーデントップ	ピレトリン
除虫菊乳剤	除虫菊乳剤3	ピレトリン
硫酸銅	蛇の目粉状丹礬	硫酸銅
硫酸銅	硫酸銅	硫酸銅
硫酸銅	硫酸銅(粉)	硫酸銅
硫酸銅	硫酸銅(粉状)	硫酸銅
磷酸第二鉄粒剤	スラゴ	磷酸第二鉄
磷酸第二鉄粒剤	ナメクジキラFエース	磷酸第二鉄
磷酸第二鉄粒剤	ナメクジ退治	磷酸第二鉄
磷酸第二鉄粒剤	ナメール	磷酸第二鉄
磷酸第二鉄粒剤	フェラモール	磷酸第二鉄
磷酸第二鉄粒剤	スクミンペイト3	磷酸第二鉄
磷酸第二鉄粒剤	スラゴX	磷酸第二鉄
磷酸第二鉄粒剤	スクミンブルー	磷酸第二鉄